

横断歩道における歩行者の安全を確保するための協定

一般社団法人群馬県トラック協会（以下「甲」という。）と群馬県警察（以下「乙」という。）は、相互に連携して、横断歩道における歩行者の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携して、啓発活動等を行うことにより、車両運転者の「横断歩道は歩行者優先」についての意識の高揚を図り、横断歩道における交通事故を抑止して歩行者の安全を確保することを目的とする。

（内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の事項の推進に努めるものとする。

- 1 甲は、次により、「横断歩道は歩行者優先」意識の普及に向けた活動を行う。
 - (1) 甲に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）が使用するトラックに「横断歩道は歩行者優先」を掲げたステッカーを貼付して通行者への周知を図る。
 - (2) 加盟事業者のトラック運転手が他の運転者の見本となるよう「横断歩道は歩行者優先」意識を保持するとともに、横断歩道における交通ルールを遵守する。
- 2 乙は、甲の活動に関し、必要な情報を提供するとともに、研修会等の開催に関し、積極的に協力するものとする。
- 3 その他、各種交通安全啓発活動について、相互に連携し、積極的に協力する。

（秘密の保持）

第3条 この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

（期限）

第4条 この協定は、協定締結の日（令和3年10月14日）から効力を有するものとし、甲及び乙のいずれも異議の申出がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月14日

(甲) 群馬県前橋市野中町595番地
一般社団法人群馬県トラック協会

会 長

武井 宏



(乙) 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県警察本部

交通部長

都筑 誠

